

札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市スポーツ交流施設条例（平成 8 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 1 コミュニティドーム (1) 屋内グラウンドの表専用使用の項

中	「		「		を	「		に
	20,000 円	30,000 円	22,100 円	33,100 円				
	24,000 円	36,000 円	26,500 円	39,700 円				
	32,000 円	48,000 円	35,300 円	52,900 円				
	24,000 円	36,000 円	26,500 円	39,700 円				
	56,000 円	84,000 円	61,800 円	92,700 円				
	56,000 円	84,000 円	61,800 円	92,700 円				
	80,000 円	120,000 円	88,200 円	132,400 円				
	10,000 円	15,000 円	11,000 円	16,500 円				
	12,000 円	18,000 円	13,200 円	19,900 円				
	16,000 円	24,000 円	17,600 円	26,500 円				
	12,000 円	18,000 円	13,200 円	19,900 円				
	28,000 円	42,000 円	30,900 円	46,300 円				
	28,000 円	42,000 円	30,900 円	46,300 円				
	40,000 円	60,000 円	44,100 円	66,200 円				
	75,000 円	112,500 円	82,700 円	124,100 円				
	90,000 円	135,000 円	99,300 円	148,900 円				
	120,000 円	180,000 円	132,400 円	198,500 円				

90,000 円	135,000 円
210,000 円	315,000 円
210,000 円	315,000 円
300,000 円	450,000 円
225,000 円	337,500 円
270,000 円	405,000 円
360,000 円	540,000 円
270,000 円	405,000 円
630,000 円	945,000 円
630,000 円	945,000 円
900,000 円	1,350,000 円

99,300 円	148,900 円
231,600 円	347,400 円
231,600 円	347,400 円
330,900 円	496,400 円
248,200 円	372,300 円
297,800 円	446,700 円
397,100 円	595,600 円
297,800 円	446,700 円
694,900 円	1,042,300 円
694,900 円	1,042,300 円
992,700 円	1,489,100 円

」

」

改め、同表個人使用の項中

「

390 円
230 円
130 円

「

430 円
250 円
140 円

を

に改め、別表 2 1 コミュニテ

」

」

ィドーム (2) トレーニング室・ランニングコースの表中

「

390 円
230 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
1,800 円
2,200 円
3,500 円

「

430 円
250 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
2,000 円
2,400 円
3,900 円

を

に改め、別表 2 1 コミュニテ

4,500 円
5,700 円
7,700 円
10,100 円

5,000 円
6,300 円
8,500 円
11,100 円

」 」

イドーム (3) 附属施設の表中

「

450 円
450 円
450 円
850 円
2,200 円
2,600 円
2,600 円
2,600 円
5,200 円
5,200 円
7,800 円
4,400 円
5,200 円
5,200 円
5,200 円
10,400 円
10,400 円
15,600 円

「

500 円
500 円
500 円
940 円
2,400 円
2,900 円
2,900 円
2,900 円
5,700 円
5,700 円
8,600 円
4,900 円
5,700 円
5,700 円
5,700 円
11,500 円
11,500 円
17,200 円

を

に改め、別表 2 2 屋外施設の

」 」

「

1,200 円	
640 円	

「

1,300 円	
700 円	

表中

35,000 円	52,500 円
47,000 円	70,500 円
300 円	
150 円	
210 円	
1,500 円	
750 円	
1,050 円	
3,000 円	
10 平方メートルにつき 600 円	

を

38,600 円	57,900 円
51,800 円	77,800 円
330 円	
160 円	
230 円	
1,650 円	
800 円	
1,150 円	
3,300 円	
10 平方メートルにつき 660 円	

に

」

」

改める。

(2) 別表 3 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市スポーツ交流施設条例第 3 条第 1 項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

スポーツ交流施設の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。